

公募説明書

令和4年10月11日付けで公募に付した随意契約参加確認公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

1 公募する趣旨

本契約については、本市における子育てに関する各種手当や制度、保育所・幼稚園等に関する情報をわかりやすくまとめた冊子を作成するとともに、発行等に要する一切の費用を契約の相手方が募集する広告その他の収入により賄う必要があることから、株式会社ジチタイアド（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本契約の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない場合又は応募要件を満たす者がいない場合にあつては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあつては、契約予定者と応募者として競争性のある契約手続に移行する。

2 担当部局

旭川市7条通10丁目 第2庁舎5階 子育て支援部子育て支援課子育て企画係
電話 0166-25-9128 FAX 0166-22-3275

3 契約概要

- (1) 事業名 「旭川市子育てガイドブック」2023～2025年度版協働発行业務
- (2) 契約内容 「旭川市子育てガイドブック」2023～2025年度版協働発行业務仕様書によるものとする。
- (3) 履行期間 協定締結日から令和8年6月30日まで

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 旭川市物品購入等の競争入札参加資格を有している者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- ウ 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- オ 市町村税（特別区にあつては都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であ

ること。

カ 事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体を除く。）であること。

(2) 中立性・公平性に関する要件

本業務を中立・公平に実施することができること。

(3) 守秘性に関する要件

個人情報の取扱いに際しては、旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）をはじめとする関係法令等を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を行うことができること。

(4) 履行体制に関する要件

本業務に係る事業の企画、調整及び実施を専門に担当する職員を配置することができること。

(5) その他必要と認める要件

仕様書に示す業務が履行できること。

5 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書（様式1）

イ 履歴事項全部証明書 ※発行日が3か月以内のもの

ウ 納税証明書（市町村税に滞納のないことの証明） ※発行日が3か月以内のもの

(2) 提出期限 令和4年10月31日（月）午後5時まで

(3) 提出場所 2に同じ。

(4) 提出方法 持参又は書留郵便等、配達記録が残る郵送で提出すること。

(5) その他

ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。

イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 市長は、提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

6 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、令和4年11月10日（木）までに次に掲げる事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）をファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、通知がない場合は、2に連絡し確認すること。

(1) 応募要件を満たすとした者にあつては、応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨

(2) 応募要件を満たさないとした者にあつては、応募要件を満たさないとした旨及びそ

の理由並びに所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

7 その他

- (1) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は, 当該参加意思確認書を無効とすることがある。
- (2) その他の本公募に関する問合せ先 2に同じ。